広店の行政処分につきまして

弊社広店における指定整備違反につきまして、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑ならびにご不便をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

本日、国土交通省中国運輸局より、道路運送車両法第94条の3第1項、同法94条の5第 1項、同法第94条の6第1項の規定違反があったとして、広店の保安基準適合証等の交付の 停止命令(65日間)を申し渡されましたのでご報告申し上げます。

今後は、お客様にご安心頂ける指定整備や点検サービスの提供に向け、コンプライアンス 教育の徹底、適正な人員配置、風通しの良い職場環境づくりに取り組み、信頼回復に全力で 取り組んでまいります。

記

【広店 処分の概要】

①保安基準適合証等の交付の停止

保安基準適合証等の検査員の証明において、他人のユーザーID を使用し電子保安基準 適合証の証明、および、整備作業と検査作業の分業化がされていなかった事実により、 保安基準適合証等の交付の停止命令を受けました。

②保安基準適合証等の交付の停止期間

令和3年11月1日(月)~令和4年1月4日(火)の65日間

なお、国土交通省中国運輸局からの上記処分に併せ、社内規定に基づく懲罰処分を別途実施 しました。

【再発防止に向けた取り組み】

① 社内教育の強化

全社員へのコンプライアンス教育の再徹底を実施してまいります。

また、事業場管理責任者および全検査員を対象に勉強会を定期的に実施し、指定整備の重要性の理解に努めます。

② サービスオペレーションの見直し

人員配置や出勤体制の見直しを行い、出勤状況に合わせた予約の管理を徹底します。

③ コミュニケーションの強化

スタッフからの悩み事や疑問を受け付けるための相談窓口を本社に設置しました。 そして、代表者・経営層が現場をまわり、「現場の困りごと」「悩み」を聞き、課題を 共有し相談しやすい職場環境作りに努めます。

【本件に関するお問い合わせ先】

広島トヨタ自動車株式会社 お客様相談フリーダイヤル

TEL: 0120-00-6880 (受付時間 9:30~18:00 〔定休日/月曜日・第3火曜日〕)